

2018年（平成30年）9月28日

専修大学大学院法務研究科
研究科長 佐野裕志 殿

公益財団法人日弁連法務研究財団
理事長 高橋宏志

異議申立てに対する回答書

当財団の2018年3月29日付け専修大学大学院法務研究科評価報告書（以下、「評価報告書」といいます。）に対して、専修大学大学院法務研究科（以下、「申立校」といいます。）から2018年4月27日付けでなされた異議申立て（以下、「本件異議申立て」といいます。）について、異議審査委員会作成の異議審査書を踏まえ、認証評価会議（2018年8月2日開催）において審理いたしました。その結論を、下記のとおり回答します。

記

第1 結論

本件異議申立てについて、いずれも評価報告書を修正すべき理由はなく、異議を不相当として却下する。

第2 理由

1 評価基準等の遡及適用であるとする異議等について（異議申立書Ⅰの1、2）

（1）異議の内容

要約すると、申立校は、当財団が、司法試験合格率などの客観的指標を導入したのは2015年12月であり、評価基準は、評価規範であるとともに行為規範であるので、当該時期以前の行為について遡って基準を適用することはできないこと、2016年度下期の3巡目の認証評価以前に当該基準に従った行為を要請し、かつ評価することは法理論上ありえないこと、仮に評価基準改定前に将来の基準の改定を準備していたとしても、2013年度に当該基準に従った自己改革に着手していなければならなかったとの指摘はできないこと、これまでこのような手法による評価は一切なされていないので公平性に反することを異議の内容とする。

（2）異議に対する判断

ア 確かに、申立校の指摘するとおり、当財団が、司法試験合格率などの客観的指標を評価基準等に導入したのは、2015年12月1日の改定時である。すなわち、評価基準1-3、3.解説(8)において「なお、当該法科大学院の修了者の司法試験合格率が著しく低い場合(全国平均の半分未満にある場合。以下同様とする。)には、『自己点検・評価活動』が適切になされていないのではないかとの疑いが生じる。」と加え、評価基準9-1、6.評価判定の視点(5)⑨を「第9分野 当該法科大学院の修了者の司法試験合格率が著しく低い場合には、当該法科大学院において『法曹に必要なマインドとスキル』を養成する教育が適切に実施されていないのではないかとの疑いが生じる。」とする改定を実施した。

しかしながら、同改定前の当財団の評価基準1-3においても、(注)②において、「修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる」とし、3.解説(4)において、「修了者の進路」に「司法試験の合格状況も含まれる」とされていたとおり、司法試験の合格状況の結果を踏まえて教育の改善に取り組むべきことは、同改定前においても当然に要請されていたものである。

また、同改定前の当財団の評価基準9-1も、「法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。」とし、同改定前の3.解説(5)に「教育の過程全般を対象として、法曹養成という法科大学院の目的及び社会的使命の達成状況が評価される。」とあるとおり、「法曹養成という法科大学院の目的及び社会的使命の達成状況」が評価対象とされていることは明らかであり、「単に司法試験の合格者数が多いことや合格率が良いことのみで本評価基準で積極的に評価されるわけではない」ものの、司法試験の合格者数や合格率も当然に考慮要素となっていたものである。

したがって、同改定前においても、法科大学院において、司法試験合格率が通常期待される値に比し著しく低い状況にある場合には、これを受けて速やかに適切な改革を行うべきことは法曹養成機関として当然に要請されるものであり、評価基準の改定前であったから、司法試験合格率に問題があっても速やかに適切な改革を行わなくてよいということにはならないことは当然である。

そして、過去5年間における申立校の自己改革の状況及び法曹養成教育の状況は、認証評価において当然に評価対象とすべき事項であるから、2015年12月の改定評価基準等の遡及適用にはあたらない。

イ また、司法試験合格率が著しく低い場合の評価は、他の評価校においても

同様に実施されているものであり、公平性に反するという事実はない。

ウ さらに、評価報告書は、申立校が、2013年度に改革に着手していなかったことのみを不適合の理由としているのではなく、むしろ第2、2(2)イ、ウ記載のとおり、現地調査時点においても申立校の法曹養成教育に多くの問題が存在したことを理由とするものである。

エ よって、異議に理由はない。

2 総合評価に関する異議について

(1) 異議の内容（異議申立書Ⅰの3、Ⅱの6、7、8）

申立校は、評価基準1-3、9-1以外の各分野の評価基準では全て適合と評価されているにもかかわらず、総合的に評価して不適合とすることは不合理であるとする。

加えて、申立校は、第6分野ではB評価を受けているにもかかわらず、第9分野において、授業そのものについて、「それぞれの学生の能力にあった授業方法が取られておらず、従前と同じ授業が漫然と行われている」との否定的評価がなされているのであり、個々の評価基準が無意味化していると主張する。

(2) 異議に対する判断

ア 司法試験合格率が著しく低い法科大学院においては、各評価基準が形式的に満たされている場合であっても、前述のとおり、評価基準1-3においては、「当該法科大学院の修了者の司法試験合格率が著しく低い場合（全国平均の半分未満にある場合。以下同様とする。）には、『自己点検・評価活動』が適切になされていないのではないかと疑いが生じる。」ことから、司法試験合格率の早期改善の蓋然性が認められるような自己改革が行われているかが重要な評価事項となる。

また、評価基準9-1においては、「当該法科大学院の修了者の司法試験合格率が著しく低い場合には、当該法科大学院において『法曹に必要なマインドとスキル』を養成する教育が適切に実施されていないのではないかと疑いが生じる。」ことから、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた法曹を恒常的に輩出しているかという法曹養成教育の達成状況が評価されなければならない。そして、適格認定の基準は、「評価基準のうち◎基準（注：法令由来基準）及び●基準（注：追加基準A）について、1つでも満たさない場合は、法曹養成機関として重大な欠陥があるものとして、原則として不適合と判定される。ただし、当該評価基準の不適合の程度（逸脱の度合い）、期間、改善のための努力の現状を考慮して、早期に改善される蓋然性が認めら

れる場合には、適格と判定されることもある。」（「法科大学院評価基準-解説」評価基準9-1, 3. 解説(5)①）とする。

イ その観点から、評価報告書において不適合とされた評価基準1-3を検討すると、申立校は、修了者の司法試験合格率が過去5年のうち4回全国平均の半分未満となっており、また、2013年度から2016年度までの修了者90人のうち、司法試験1回目の受験で合格した者は、既修者が51人中3人、未修者が39人中0人という危機的状況にあり、かかる危機的状況に対応した改革が要請される。

これに対し、申立校が実施した改革としては、スカラシップ入試の新設、社会人学生のための夜間開講、未修者に対する法律基本科目の6単位追加、定期試験終了後における指導の実施、法学未修者支援ないし在学学生支援プログラムに基づく実務家講師による指導の開始等があげられる。

しかしながら、夜間開講は、2017年度は前後期を併せて6限（18時15分から開始）に法律基本科目3科目及び展開・先端科目5科目を開講しているにすぎず、夜間のみの履修で修了が可能な法科大学院も存在することも考慮すれば、一部の科目が夜間に開講されていることをもって、社会人学生のための十分な改革とはいえない。

また、未修者に対する法律基本科目の6単位増加は、2011年度からすでに可能な改革であり、定期試験終了後における指導や、在学学生支援プログラムに基づく実務家講師による指導の開始についても、すでに実施している法科大学院も少なくない。

むしろ、司法試験合格率が低迷する状況にあるにもかかわらず、「進級・修了に必要なGPA要件」を2.0から1.5に変更し、現地調査時においても同基準が維持されていたというのであるから、申立校において、司法試験合格率の低迷を重く受け止め、教育の質の改善に向けた自己改革が十分になされていたとみることはできない。

したがって、現地調査時点においても、申立校の危機的状況に対応した改革が十分になされていたとはいえず、評価報告書が、評価基準1-3をD評価としたことは、相当である。

ウ 次に、評価基準9-1の総合評価及び適格認定について検討する。

評価報告書等によれば、申立校は、第4分野や第8分野がC評価とはいえず、多くの問題点が指摘されている。

第4分野のFD活動においては、司法試験合格率が低迷する現状においても、FD委員会の開催頻度が年に2回程度にとどまり、授業改善アンケート

に対するフィードバック文書には、積極的な姿勢の教員がいる一方で、一部コメントをしていない教員や形式的なコメントしかしていない教員がいるなど、依然としてFD活動に消極的な教員も存在する。

第8分野の成績評価においては、2012年度の他機関による認証評価においても多くの指摘を受けていたにもかかわらず、2016年度後期の定期試験では一部の教員において平常点が全員同一であることが確認され、2017年の現地調査時点においても、論点毎の成績評価基準が明示されていない科目があること、全教員につき定期試験答案の返却が行われているわけではないことなど、改革が十分に行われたとは認められない状況があった。

さらに司法試験合格率が低迷する状況にあるにもかかわらず、ことさら入学者数を確保するためにスカラシップ入試を導入したり、前述のとおりGPA基準を2.0から1.5に変更したりしている。なお、スカラシップ入試の導入やGPA基準変更の目的が、入学者数や定員充足率の確保にあったとしても、司法試験合格率の向上という観点からみれば、レベルに達していない学生を入学させることになったとも考えられ、これらを消極的に評価することは不合理とはいえない。

また、申立校においては、第6分野はB評価であった。第6分野は、主として「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ」た授業計画・準備がなされ、授業が実施されているかを評価するものであり、法科大学院に必要とされる水準に達しているか否かを判定の目安とするものである。他方、第9分野は、「法科大学院修了者が備えるべき『法曹に必要なマインドとスキル』が具体的に何であり、教育等にどのように展開するかは、(中略)各法科大学院において探求し、その成果を不断に検証して、教育活動を行うことが求められる」(「法科大学院評価基準-解説」評価基準9-1, 3. 解説(2))とあるように、司法試験合格率も含めた当該法科大学院が置かれている具体的状況のもとで、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成する教育が適切に行われ、法曹養成教育が達成されているか否かを判定の目安とするものであり、第6分野と第9分野とでは評価の視点が異なる。そして、評価基準4-1においてFD活動に積極的とは思われない教員の教育の質の向上が課題であることが指摘されていることなどからも、第9分野において授業が消極的に評価されていることは不合理とはいえない。

以上のとおり、申立校においては、法令由来基準である評価基準1-3がD評価であり、法曹養成機関として重大な欠陥があるものとして、原則として不適格と判定されるどころ、評価基準9-1の「法曹に必要なマインドと

スキル」を備えた法曹を恒常的に輩出しているかという法曹養成教育の達成状況それ自体に重大な問題があり、加えて前述の各問題点が現地調査時点においても存在していたのであるから、評価報告書が、申立校の具体的状況に鑑み、評価基準1－3以外の各分野の評価基準では全て適合と評価しているにもかかわらず、「必要とされるマインドとスキルを備えた法曹を養成する教育が適切に実施されてい」ないと判断し、総合評価及び適格認定においてD評価（不適格）と判断したことは相当である。

エ よって、異議に理由はない。

3 改革が遅すぎたことを理由とすることに対する異議について（異議申立書Ⅰの4）

（1）異議の内容

要約すると、申立校は、改革が遅すぎたこと自体を不適格の理由とするのは、認証評価の目的に沿わないと主張する。また、そのような基準自体がなく、再評価・追評価という制度とも整合性が取れない、評価時点での各法科大学院の教育活動等が必要と考えられる基準に適合しているか否かを評価すべきとする。

（2）異議に対する判断

まず、認証評価においては、少なくとも前回の認証評価以後の全期間の当該法科大学院の状況が評価の対象になるのであって、現地調査時点の状況だけが対象ではなく、その過程の状況全てを考慮すべきことはいうまでもない。

そして、「自己改革」とは、法科大学院における法曹養成教育の状況等（入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。）を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくこと（「法科大学院評価基準-解説」評価基準1－3（注）①）とされている。そして、「諸要素を改善」とは、法曹養成教育の状況を踏まえて、より良い法曹養成教育が可能になるよう改善をしていくとともに、問題点がある場合には迅速に改善することをいう（「法科大学院評価基準-解説」評価基準1－3，3．解説（3））のであるから、問題に対し迅速に改善を行うことは法科大学院として当然に要請される場所であり、改革が遅すぎたことを基準に適合しない一つの根拠とすることは相当である。

そして、申立校は、評価報告書が改革が遅すぎたことのみを不適格の理由としているかのように主張するが、第2，2（2）イ，ウのとおり、現地調査時点においても、司法試験合格率が低迷する法科大学院として検討・実施すべき

改革が、未だ達成できているとはいえ、申立校のいう改革が遅すぎたことや司法試験合格率のみを理由として判断したものとも認められない。

よって、異議に理由はない。

4 2012年度の認証評価との関係に関する異議について（異議申立書Ⅰの5）

（1）異議の内容

要約すると、申立校は、平成24年度（2012年度）に、他の認証評価機関から適合評価を受けており、2013年の修了生の司法試験合格率は、適合評価を受けた教育課程を履修して卒業した修了生の合格率であるから、2013年の合格率をもとに不適合とすることは考慮不尽であり、合格率に関する基準だけで、教育内容について不適合とはできないはずであるとする。

（2）異議に対する判断

まず、当財団の今次の評価報告書は、2013年の司法試験合格率をもとに不適合としたものではなく、司法試験合格率が全国平均の半分未満となった2013年ごろからそれに対応する改革が行われるべきであったことを不適合の理由の一つとしてあげている。評価基準1-3, 2. 趣旨に「法曹養成に求められる教育体制等になお工夫の余地はないか、といったことの探索・探求や、具体的な教育体制等の工夫改善活動（Plan-Do-Check-Actionのプロセスを取り入れる等）がなされているか、という実質的な面を評価する。」とあるように、司法試験合格率が全国平均の半分未満となった状況において、司法試験合格率を改善すべく教育体制等の改革に着手するよう求めることは何ら不合理な判断ではなく、2012年度に他機関で適合評価を受けていることと実際の結果を踏まえた工夫改善が求められることとは別の問題である。また、前述のとおり、当財団の今次の評価報告書が、司法試験合格率に関する基準だけで教育内容について不適合と判断したものとは認められない。

よって、異議に理由はない。

5 教員間での意思疎通に関する異議について（異議申立書Ⅱの1）

（1）異議の内容

要約すると、申立校は、「最も重要な教育の在り方という点からみると、改革が十分になされておらず、教員間での十分な意思疎通がなされ」ていない（評価報告書9-1, 2 当財団の評価（9））との評価に対し、一部オムニバス科目においては、意思疎通が十分でなかった科目があったが、学生アンケート等から、教員間での調整・協議を実施し、改善を施したこと、合格率の低迷した

状況以後、教育の在り方について真剣な議論をしてきたこと、評価報告書9-1, 2 当財団の評価(14)で、「教員間の意思疎通を図り…(中略)改革していく気運が生まれてきたことが見出される」と一定の評価をされたことから、十分な意思疎通がなされていないとまで断定できないとする。

さらに、申立校は、十分な意思疎通がなされていないことの客観的根拠を明示するよう求めている。

(2) 異議に対する判断

申立校においては、FD委員会の開催頻度が年に2回程度であり、FD研究会への兼任教員や兼任教員の出席率も高くない。また、学生アンケートに対するフィードバック文書には、積極的な姿勢の教員がいる一方で、一部コメントをしていない教員や形式的なコメントしかしていない教員がおり、教員の参加度合いに差がある。さらに、2012年度その他機関による認証評価においても平常点の在り方について、教員間の認識を共有する必要があることが指摘されていたが、依然として平常点が同一であるなど平常点の取扱いにつき問題のある教員が存在している。加えて、現地調査での教員との意見交換では、特に学部の教員には授業の内容について意見を言いにくいとの意見があった。

これらの事実をみると、申立校の専任教員間では、教育のあり方に関する意思疎通がある程度は行われてはいるものの、兼任教員・兼任教員との間では、ほとんど行われていないことが窺われる。教育を受ける学生の側からすると、担当教員が専任であるか、兼任であるか、兼任であるかは関係がない。したがって、評価報告書が、教育の在り方について、教員間で十分な意思疎通がなされていないと判断したことは相当である。

よって、異議に理由はない。

6 授業方法に関する異議について(異議申立書Ⅱの2, 3, 4, 5)

(1) 異議の内容

申立校は、「学生が少人数でありながら、それぞれの学生の能力にあった授業方法が取られておらず、従前、学生の多かった際の教え方が少人数となった今でも漫然と行われている」との評価に対して、入学定員が55名から28名に変更された後、演習科目のクラスを3クラスから2クラスに変更したので、各講義の受講人数が多人数から著しく少人数になったという事実はないことを前提として、評価チームはごく限られた開講科目を短時間しか授業見学しておらず、見学していない授業を含めた授業全体の傾向について、そのようなことは言えるものではなく、評価員が授業見学をした授業についてもそのようなこ

とは言えないと主張する。

また、「それぞれの学生の能力にあった授業方法が取られて」いないとの評価について、根拠が挙げられておらず、申立校では科目毎に個々の教員が学生の能力に合わせた授業を実施しているところ、評価の基準とした授業内容・方法を示すことなく、既述のような調査実態で結論を出したことが著しく不当であると主張する。

(2) 異議に対する判断

評価チームによる授業見学によれば、申立校においては、科目によっては、学生との質疑応答がなく教員からの一方的な講義形式の授業が存在した。また、評価報告書の評価基準4-1においてFD活動に積極的とは思われない教員の教育の質の向上が課題であることが指摘されており、評価基準8-1においてもすべての授業科目の定期試験について論点毎の成績評価基準を明示し、学生への答案返却を制度化すべきことが指摘されている。また、評価基準6-1-2においても法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた授業が実施されているが、学生の理解度等を確認する工夫について改善の余地があることが指摘されている。

これらの事実から上記のような評価がなされたものであるから、かかる評価が不合理とは認められず、また、第2、(2)ウで述べたように、第6分野の授業評価が全体としてBであることとも矛盾しない。

なお、申立校は専任教員からの事情聴取に基づき評価チームの調査実態を問題視するが、申立校が主張する授業見学の時間は評価チームの記録よりも短時間とされているものが多く、見学した人数にも齟齬があること及び申立校が事情聴取をしていない教員の授業も見学していることが確認された。

よって、異議に理由はない。

7 評価報告書9-1, 2 当財団の評価(9)の根拠が明らかではないとの異議について(異議申立書Ⅱの9)

(1) 異議の内容

申立校は、「法曹養成教育という法科大学院の根本の部分については申立校の状況に応じた改革がなされていない」との評価に対し、法科大学院の根本部分が何か明らかではなく、具体的な基準あるいは事実を示すことなく結論づける手法となっており、今後の申立校における改善に役立てることができないと主張する。

また、「自己改革の意欲が十分あったとは認められ」ないとの評価について

も、根拠が明確でないと主張する。

さらに、「これまでは、一部の教員にしかなかった危機感が、今では、他の多くの教員にも共有され、教員間の意思疎通を図り、法科大学院の教育の在り方について遠慮することなく議論し、改革していく気運が生まれてきたことが見出される。」と評価された一方、過去から現在までの総合評価として改革が不十分ということであれば、評価基準制定（改定）前に遡って、具体的理由を指摘することなく評価しており、評価の在り方という点からみても根本的な重大な問題があると主張する。

（２）異議に対する判断

第２，１（２）及び２（２）のとおりであり、異議に理由はない。

８ 認証評価の目的に関する異議について（異議申立書Ⅲ）

（１）異議の内容

申立校は、認証評価の目的が、法科大学院の教育活動の質的向上に向けた発展と法科大学院の教育活動の改善に役立つことであるところ、第１分野の評価基準１－３と第９分野については、具体的な事実や理由を付すことなく、定型決まり文句での評価となっており、どこに問題があり、どう改善していけばよいのか明らかでないことなどから、今回の認証評価は「査定」という観点でなされているのではないかと主張し、法科大学院認証評価には査定の要素も含むものか明確に回答するよう求める。

（２）異議に対する判断

当財団は、法科大学院の法曹養成機能の維持・向上に資するため、学校教育法第１１０条に規定する認証評価機関として、各法科大学院の教育活動等が、必要と考えられる基準に全体として適合していることの評価（適格認定）及び分野毎に法曹養成に向け効果的な取り組みをしていることの評価（分野別評価）を行うために、法令由来基準を含めて評価基準を設定している（「法科大学院評価基準（総説）」Ⅰ１）。

申立校において、異議申立書Ⅰの６に記載の①から⑤にあげられた改革が当財団の指摘に基づき実施されたように、認証評価が改善のための助言としての役割を有することは明らかであるが、各法科大学院の教育活動等が、必要と考えられる基準に全体として適合しているか否かという適格、不適格の認定を行うことも、法令上、評価機関に要請される役割であることは明らかである。

よって、異議に理由はない。

以 上